

## ○公的資金等取扱規程

(目的)

**第1条** この規程は、東北福祉大学（以下「本学」という。）における公的資金の取扱いに関し必要な事項を定め、適正な運営管理に資することを目的とする。

2 公的資金以外の取扱いについても、本規程に準ずることとする。

(定義)

**第2条** この規程において「公的資金等」とは、経常費補助金、科学研究費助成金など、国、地方公共団体又はこれに準ずる者が扱う財源のほか、奨学寄附金、委託費等を財源として扱うすべての経費をいう。

2 この規程において「代表者等」とは、本学に所属し、公的資金等の交付等を受けた代表者及び研究代表者並びに他の研究代表者から当該資金の配分を受けた研究分担者等をいう。

3 この規程において「構成員」とは、本学に所属する非常勤を含む、研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者をいう。

(法令等の遵守)

**第3条** 代表者等は、交付決定を受けた公的資金等にかかる執行にあたり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179条）及びその関係法令、並びに当該公的資金等で定められた条件を遵守しなければならない。

(最高管理責任者)

**第4条** 大学全体を統括し、公的資金等の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という）を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じなければならない。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者と連携し、公的資金等の運営・管理に当たるものとする。

4 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

**第5条** 最高管理責任者を補佐し、公的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という）を置き、教育研究領域において副学長、管理運営領域においては総務局長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施しなければならない。
- 3 統括管理責任者は、研究倫理委員会委員長と連携をとりながら、不正防止のための啓発活動と教育を計画する。
- 4 統括管理責任者は、不正防止対策の実施状況を確認するとともに、それを最高管理責任者に報告することとする。

(コンプライアンス推進責任者)

**第6条** 本学における公的資金等の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つ者（以下「コンプライアンス推進責任者」という）を定め、教育研究領域においては学部長、研究科長、研究所副所長、管理運営領域においては各部長、又は、それら相当職者をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、各学部学科等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、各学部学科等の公的資金等に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、各学部学科等において、構成員が適切に公的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(コンプライアンス推進副責任者)

**第7条** コンプライアンス推進責任者を補佐する者（以下「コンプライアンス推進副責任者」という）をおき、教育研究領域においては各学科長、研究科専攻主任、研究所副所長、管理運営領域においては各課長、又は、それら相当職者をもって充てる。

(相談窓口)

**第8条** 公的資金等に係る事務処理手続き及び使用ルール等に関する学内外からの相談については、研究企画推進課を窓口とする。

(行動規範)

**第9条** 公的資金等の不正使用の防止に資するため、公的資金等に関わる全ての構成

員に対する行動規範を策定する。

- 2 公的資金等に関わる全ての構成員は、不正使用を行わない旨の誓約書を最高管理責任者宛に提出する。

(申し立て及び相談窓口)

**第10条** 本学における公的研究費の取扱いに係る不正行為について、学内外からの告発、相談等については、内部監査室、総務課及び研究企画推進課を窓口とする。

- 2 不正使用等に関する告発、相談等があった場合は、速やかに最高管理責任者へ報告する。

(調査委員会の設置及び調査)

**第11条** 最高管理責任者は、告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む)を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を公的資金等の配分機関へ報告する。

- 2 調査が必要と判断された場合は、公正かつ透明性の確保の観点から、当該機関に属さない第三者(弁護士、公認会計士等)を含む調査委員会を設置する。
- 3 第三者の調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しないものでなければならない。
- 4 最高管理責任者は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象にかかる研究費の使用停止を命ずる。
- 5 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

(配分機関への報告及び調査への協力)

**第12条** 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法について、公的資金等の配分機関に報告、協議しなければならない。

- 2 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を、資金配分機関に提出しなければならない。
- 3 上記期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を資金配分機関に提出する。
- 4 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。
- 5 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定

し、配分機関に報告する。

- 6 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

(処分等)

- 第13条** 最高管理責任者は、不正行為があったと認められた場合、懲戒規程に基づき処分等を行うものとする。

(不正防止計画の推進体制)

- 第14条** 不正防止計画を担当する組織として、研究不正防止委員会（以下「委員会」という）を設置する。

- 2 委員会の構成は、「研究活動不正行為の防止等に関する規程」に定められたとおりとする。

- 3 委員会は、不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定、実施状況の把握とモニタリング、及び不正に係る調査を行う。

- 4 最高管理責任者は、率先して対応することを機関内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

- 5 委員会の事務は、企画課及び研究企画推進課が担当する。

(発注と検収)

- 第15条** 公的資金等に係る物品の発注は、研究企画推進課、又は、必要に応じ管財課が担当する。なお、管財課が調達する場合でも、見積依頼書の提出窓口は研究企画推進課とする。

- 2 公的資金等に係る物品の検収は、管財課、又は、必要に応じ研究企画推進課が担当する。

(予算執行状況の検証)

- 第16条** コンプライアンス推進責任者は、随時公的資金等の執行状況を確認する。

- 1-2 財務課及び研究企画推進課は、公的資金等の執行状況を横断的に確認する権利を有する。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、代表者等の予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合、計画の遂行に問題がないか確認し、問題がある場合は、代表者等に対し、必要な改善を求める。

- 2-2 財務課及び研究企画推進課は、代表者等の予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合、計画の遂行に問題がないか確認し、問題がある場合は、代表者等

に対し、必要な改善を求める横断的権利を有する。

- 3 管財課及び研究企画推進課は、物品の調達データの分析を通じて特定の業者との関係等に注力するとともに、取引状況の確認を行い、必要に応じて癒着防止のための措置を講ずる。

(不正取引業者の処分)

- 第17条** 不正な取引に関与したと認められた業者との取引については、「学校法人梅檀学園東北福祉大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」に定めるところによる。

(取引業者へ提出を求める誓約書等)

- 第18条** 取引業者に対し、本学との取引実績(回数、金額等)等を考慮し、誓約書の提出を求める。

(内部監査体制)

- 第19条** 公的資金等の不正を防止し、適正な執行、管理を遂行するため、内部監査室を設置する。

- 2 内部監査室は、最高管理責任者の直轄的な組織とする。
- 3 内部監査室は、毎年度定期的に公的資金等の執行状況に関する監査を行うとともに、本学の実態に即した不正発生要因の検証を行う。
- 4 内部監査室は、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を立案し、それを随時見直すとともに、公的資金等の効率化・適正化を図る。

(科学研究費助成金、公的研究費等)

- 第20条** 科学研究費助成金、公的研究費をはじめとする研究にかかわる公的資金等の取扱いは、本規程とともに「東北福祉大学 科学研究費助成事業事務取扱規程」の適用を受けるものとする。

## 附 則

- 1 この規程は、平成27年3月20日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年4月1日から一部改正施行する。
- 3 この規程は、平成28年2月18日から一部改正施行する。
- 4 この規程は、令和3年8月1日から一部改正施行する。
- 5 この規程は、令和4年4月1日から一部改正施行する。